

Title	政府の役割について
Sub Title	On the role of Government
Author	田中, 宏(Tanaka, Hiroshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1996
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.69, No.12 (1996. 12) ,p.33- 50
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	堀江湛教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19961228-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

政府の役割について

田 中 宏

序 論

昨今、わが国では政府による各種の規制を緩和すべきであるという見解が広く支持される一方で、国家の安全保障が等閑に付されているとも言われている。前者は本来介入すべきでない分野に政府が介入していることを指し、後者は政府がなすべきことをなさずに放置していることを意味している。これらの申し立ての是非を判断するには、本来政府のなすべきことはどういうものなのか、またその論拠はどのようなものかがまずもって明らかにされなくてはならない。これらの問題を究明することが本稿の課題である。この課題に答えるために国民の厚生 (welfare) を高めるか否かを政府活動の是非の判断の基準として採用したいとおもう。もとより国民の厚生なる概念は漠然としたものであり、その表示方法も様々である。本稿では単純にその指標を国民一人あたりの効用で表現することにしよう。

分析の手順についてであるが、第一節で政府の活動、あるいはもっと広く政治行動一般が集団行動 (collective actions) であること、さらにそこに人々を集団行動に駆り立てる強制力が存在することを指摘する。第二節では、なぜそうなるのか、そうならざるを得ないのか、その理由を明らかにし、第三節では、個々の人々を権力行使によって集

団行動に追いやるメカニズムをトーマス・ホップスの古典的主張を素材として具体的に論ずる。この説明から政府がなすべきこととなすべからざることの判別基準が明らかとなる。そして第四節において一般に政府の役割と見做されている事項がこの基準に合致しているか否かを吟味する。

(一)

一般に政治的行動と目されているものの第一段階はどのような政策を立案するかということにかかわるものであつて、いわば集合的意思決定のプロセスと称すべきものである。民主主義を例にとれば、これは各成員の多様な選好を集約して単一の意思決定 (a single decision) を確定するプロセスである。詳しく言えば、どのような事項を、どのような優先度の下に、またどのような内容の政策をとり上げるかという各イシューについて各々単一の意思決定をしなければならぬ。これは「立法」の段階である。第二段階はこのように確定された決定が各成員に対し執行されるプロセスである。その執行ということであるが、もし、その執行を妨害しようとすれば、その人は処罰を受けなくてはならない。その意味での強制の要素をもつ。これは「行政」の段階である。この二つの段階をへて各構成員にもたらされる結果は当然のことながら各イシューについて単一で共通 (an indivisible outcome) のものである。一般に各イシューについて多数の人々の共同歩調 (Joint efforts) を通して共通で単一の結果をもたらす行動を集団行動 (collective actions) と⁽¹⁾ごう。ここに共同歩調とは同一の基準の下で同一のストラテジーを各人がとることを意味している。ここにいう政治行動はこの意味での集団行動である。しかし、逆に集団行動がすべて政治行動になるかといふと必ずしもそうとは言えない。同じ集団行動の中でも、単一で共通の結果の実現に人々が皆自発的に協力するため、強制をなんら必要としない場合もあれば、単一の結果の実現に協力しない人がいるがために強制力を用いてその実現

をはかるといふ場合もある。政治的行動とされるものはこの後者の場合である。

このように政治行動は集団行動という性格と強制という性格を同時に有するものである。

(二)

集団行動が単一の共通の結果しかもたらさないという点に着目すると、政治行動が望ましい場合と望ましくない場合とが明白になってくる。いま人々が単一の結果について等しくこれを高く評価するとしよう。これはその結果が生じない場合よりも生じた場合の方がよい、つまり効用が増すと人々が等しく考えていることを意味する。換言すれば、この望ましい結果をもたらすことが彼等にとって共通の利益 (a common interest) なのである。このようなときには政治行動なるものは望ましいと言える。かりに人々の評価が様々であって、人々の中にそのような結果はない方がよいという人がいる場合、つまりそれが共通利益と見做されない場合には政治行動は望ましくない。むしろかかる場合は個別的行動 (private actions) に事の処理を委ねるべきであろう。ここに個別的行動とは各人が自己の望む個別の結果 (divisible outcome) を自分一人で享受できる、そういう行動を指す。

ところでこう論じてくると、以下のようなひとつの疑問が生じてくる。すなわち集団行動は単一の帰結をもたらすが、かりにそれと同じ内容の帰結が個別的行動によってもたらされるとしたらどうか。個別に追求されて得られた別個の帰結がたまたま同一であり、かつそれに対する評価も等しく高いという場合である。このようなときには集団行動ではなくて個別的行動であってもよいはずである。集団行動に事の処理を委ねるといふことは、そこに個別行動では十分に対応できない何らかの事情がなければならぬ。それは一体何なのかという疑問である。それは外部性 (externality) である。それは個々の主体の行動の結果が他の主体にまで及び、それに対する補償や報酬がなされないこ

とである。通常は主体の行動の結果は当の主体にのみ及ぶものであって、それを前述のように個別的行動の条件とした。それとは異なり、今度は主体Aの特定の行動の結果がAのみならずB、C……のように他の主体にも及んでいき、またBの同一の行動の結果がBのみならずA、C、D……の各主体に及んでいくという具合である。そしてこれら各主体の同一の行動の合成果が単一で、共通のものとなる。つまりその合成果はその主体自身の行動によるばかりでなく他の主体の行動にも依存しているのである。個々の主体は単独ではこの合成果と同一の結果を生み出すことはできない。この合成果の達成が等しく利益と見做されるとき、つまり共通の利益とされるとき各主体が同一の行動をとることが要請されるのである。

さて、人々はこのような場合、共通の利益の達成のために自発的に協力するであろうか。もし個人の数が大きくて、そのために合成果の実現に向けての自分一個の貢献度がほとんどゼロに等しいときには各個人は協力しない。それと、いうのも、かりに自分一人が協力して他の全員が非協力であるならば、共通の利益は実現しない。この場合には自分一人が協力の労をとるという不利もある。また自分一人が非協力で、他の全員が協力すれば共通の利益は実現し、自分は労せずしてその成果を享受できる（外部効果）。いずれの場合をとっても非協力の方が有利である。同じことは他の個人も同様に考えるから皆が皆非協力となり、ここに共通利益は実現しなくなる。

しかし、もし個人の数が小さくて自分一個の貢献度が大きい場合はそうではない。この場合には自分が協力しなければ他の成員が協力しても共通利益の実現は覚束ないと各自が考えるから協力を踏み切ることになり、かくて共通利益の実現は自動的になされる。⁽²⁾

しかし、放置しておいても自動的に共通の利益が実現する場合には、それは政府のなすべき事項にする必要はない。問題は前者の場合で、これは政府が強制力を発揮して実現しなくてはならない。ではどうするか。その仕組みを具体的に明らかにしたいが、ホブズの古典的主張を題材にして具体的に考えてみよう。

(三)

多数の人々が生存手段が稀少な状況におかれているホッブスの自然状態を想定しよう。⁽³⁾ そこではその生存手段をめぐって人々は相互に闘争状態にある。この状態をホッブスはあらゆる事物に対し人々が権利をもっている状態と表現した。それは自分のものと他人のものとの区別がなされていない、すなわち財産権があらゆる事物について欠如していることを意味している。闘争を終息させ平和と秩序を達成するには、各人がごぞつて「あらゆる事物に対する権利」を放棄し、自己の身体・生命・保持するものだけにその権利の範囲を限定することである。いわば相互に私有財産権を認め合うことである。そうすることができれば人々の状況は一様に改善されるはずである。しかし、それにもかかわらず彼等は現実にはそのようにはしようとしないのである。

なぜか。まずある個人が自分一人だけ単独で「すべての事物に対する権利」を放棄するとしよう。するとこのことは彼が他人の攻撃にさらされるばかりで彼等に対し反撃しないことを意味する。いわば他人に対し彼等を攻撃しないという保障を只で提供することを意味する。これは安全保障の外部効果というべきものである。したがって当の個人は一方的に「すべての事物に対する権利」を放棄することはしない。第二の理由としては多数の個人がいるために彼の行動が最終結果に対しほとんど効果を及ぼさないということである。もし他人がすべて「あらゆる事物に対する権利」を放棄すれば、彼一人がそれに非協力であっても平和と秩序は実現し、彼は労することなくそれを享受しうる。逆に彼一人が権利放棄に協力し、他人すべてが非協力であるならば、彼一人の力で平和と秩序をもたらすことはできない。したがって彼としてはいずれの場合でも非協力、つまり「あらゆる事物に対する権利」を放棄することはしない。すべての人は彼と同様に考えるから、すべての人は非協力的となる。かくして平和と秩序とは実現することはな

い。

これを式で示してみよう。集団に属する個人の数を n 人とし、彼等はすべての点で同一であるとする。以下、任意の個人を取り上げて論じよう。彼には選択肢はふたつ。協力（ \parallel あらゆる事物に対する権利を放棄し、自己の身体・生命と保持する事物にのみその権利を限定すること）か非協力（あらゆる事物に対する権利を放棄しないこと）かである。彼の効用で表示された利得は、協力する他人の数と自らの選択の双方に依存する。いま m 人（ $\circ \parallel \exists \parallel \exists \parallel \circ \parallel \circ$ ）の他人が協力すると彼が予想するでしょう。そのときの彼の協力の純利得は $\circ(\exists \parallel +)$ 、非協力のそれは $\rho(\exists \parallel)$ で表示される。 $\circ(\exists \parallel +) \wedge \rho(\exists \parallel)$ ならば非協力を、そうでないときには協力を選択する。先述の議論から彼は非協力を選択するというのであるから

$$c(m+1) \wedge d(m)$$

(1)

が成立しなくてはならない。他方、すべての個人が協力するとき平和と秩序は達成されるが、その情況に対する彼の評価、つまり利得は $\circ(\exists \parallel)$ 、また皆が皆、非協力であれば、そこに自然状態が生ずるのであって、その情況に対する彼自身の評価は $\rho(\circ)$ で表示される。平和と闘争状態とではどちらを彼は高く評価するかといえば、前者であるから、
ここに

$$c(n) \wedge d(0)$$

(2)

が成り立つ。(1)と(2)とが同時に各人について成立するとき、その情況をドーズはソーシャル・ディレンマと名付けた。⁽⁴⁾ (2)は皆が皆、同一歩調をとる、すなわち集団の中の一人として行動をとるといふ場合には協力を選択すること、それに対して(1)は各個人がバラバラに、つまり協力する人もあれば非協力の人もあるという情況では各人は非協力を選択するということを示している。(2)式を満たす $\circ(\exists \parallel)$ は、平和と秩序という人々の共通利益から各人が引き出す効用を示し、(1)式はその利益の達成の上で各人は非協力を選択することを意味している。

これだけの説明では不十分であるから、もっと具体的にcやdの関数の形を特定化した方がわかりやすい。蛇足感があるが、それを試みてみよう。⁽⁵⁾

もし、ある個人が非協力であるとすると、その分だけ平和と秩序の質は劣化する。その結果、すべての個人の効用を全体でhだけ、したがって一人あたり $\frac{h}{n}$ だけ減少させるとしよう。逆に彼が協力をすると全員効用を $\frac{h}{n}$ ずつ向上させるが、他面彼は自らを他の個人の攻撃にさらさずにするというこの効用kを断念しなくてはならない。すると

$$c(m+1) = c(n) - \left(\frac{h}{n}\right)(n-m) + \frac{h}{n}$$

$$d(m) = c(n) - \left(\frac{h}{n}\right)(n-m) + k$$

が示される。ここにh、kは正の定数である。彼の協力の予想利得 $c(m+1)$ は $c(m)$ から $(m+1) - m = 1$ 人の非協力者の外部効果 $(-\frac{h}{n})(m+1 - m)$ を差し引き、彼自身の貢献による効用の増加分 $(\frac{h}{n})$ を付け加えたものである。他方、彼の非協力の予想利得 $d(m)$ の第一項と第二項は協力の場合と同じで、第三項だけが異なる。第三項は $(\frac{h}{n})$ の代わりに非協力によるkだけの効用の増大を表わしている。さて、(1)と(2)とが同時に成立するための必要・十分条件は明らかに

$$\left(\frac{h}{n}\right) > k > \frac{h}{n} \quad (*)$$

である。もし、かりに

$$(H) \cong K$$

(*)

であれば、 $c(m+1) \models d(m)$ 、 $c(m) \vee d(0)$ となり、各人は自発的に協力するから、平和と秩序は自然に成立する。いま h と k を不変とし、 n のみを動かすでしょう。 n が大きくなると(*)が成立する。これは前述したことであるが、単一で共通の結果 $\circ(E)$ の実現する上で個人の協力か否かの選択がほとんど効果をもたないケースである。(*)を満たす n の大きさのグループをオルソンは a large or latent group と呼ぶ。今度は n を小さくすると(*)が成立する。この場合には小人数であるから、個人の協力か非協力かの選択が最終結果 $\circ(E)$ の成立に目立った効果 (noticeable effect) をもつ。このとき人々は「自分がやらなければ、誰がやるか」との心境になるから、結局協力することになる。この(*)を満たす大きさ n のグループをオルソンは a small or privileged group と呼んだ。⁽⁶⁾ 注意すべきはグループの区分は絶対的なグループの規模によるものではなく、 h と k とに相対的なものだという点である。以下、本稿では(*)の条件が成立しているケースのみを考察の対象にする。

では、このような状況から脱却して平和と秩序を実現するにはどうしたらよいか。それは人々を強制する以外に方法は無い。すなわち、彼等が非協力の途を選択しようとするならば、処罰をするという脅しをかけて協力をさせることである。⁽⁷⁾ すなわち処罰をちらつかせることによって(1)が成立しないようにすること、換言すれば、(1)の不等号の向きを逆にすることである。では、そのような工作をする主体は何であろうか。それは他ならぬ集団全体である。集団全体が集団の個々の構成員の(1)式の不等式の向きを変えるようにするのである。問題はそうするにはどうしたらよいかということである。いま集団全体を A 、その中の任意の個々の構成員を B とすると B の状況を悪化せしめるように B の与件を A が操作すればよい。 B の状況は効用で示されるから A が B の効用を減ずるように B の与件を操作するこ

とと表現すればよい。その場合のBの効用の減少分がAのBに対するペナルティーなのである。

ここに与件とはBにとって自ら操作できないもの、したがって所与として受け容れざるを得ないものである。天候や経済の好況・不況といったものはわかりやすい事例である。しかし自己の身体・生命のあり方といえども多勢の敵に取り囲まれたときには意の如くにはならない。与件としてこれを受け容れなくてはならない。このようにある事項が与件になるか否かはそのときどきの情況次第なのである。いまAがBの身柄を拘束し、ムチ打ちの刑罰を科す例を考えよう。このときBの身体のあり方はBにとって与件であり、ムチ打ちの数が増えることはAによるBの与件操作の程度が増すことである。その程度が増すにつれてBの効用は減少する。つまりペナルティーは増すのである。

さて、このペナルティーをAはBに対し予め明示することで(1)の不等号の向きを逆転すればよいのである。そうするには(1)の右辺のBの非協力の利得(これは効用表示)をペナルティーと関係付けなくてはならない。すなわちdが与件操作が増すにつれて減少するように考えるのである。与件操作の程度をXが正の方向に増大することで示すとすると、dはXの減少関数と表示すればよい。具体的には単純に

$$d(m, x) = c(n) - \left(\frac{d}{n}\right)(n - m) + k - vx$$

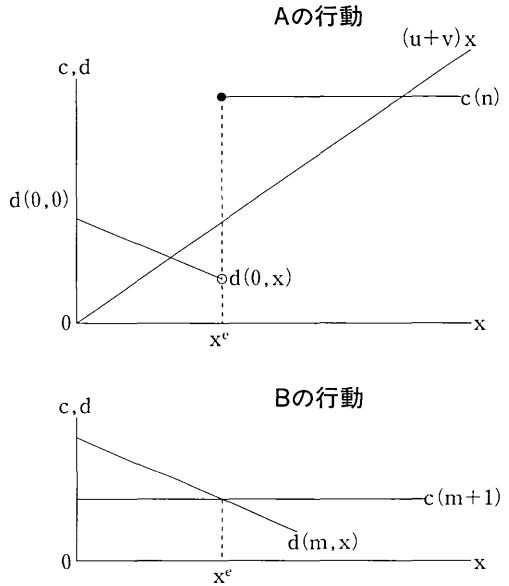
とすればよい。ここに

$$d(m, 0) - d(m, x) = vx$$

でペナルティーを示すことにしよう。左辺第一項は与件操作が皆無(これを $x \parallel 0$ で示す)のときの効用水準、第二項は与件操作の程度がXであるときの効用の水準を示し、両者の差異がペナルティーであって、それは与件操作の程度Xに正比例する(vは正の定数)。このようにdを拡張すると、ソーシヤル・ディレンマは改めて

$$c(m+1) < d(m, 0)$$

(3)



を x^c 未満にすれば誰もが相変わらず非協力的となるから闘争状態は永続する。これをBの最終的な利得 a で表現すると

$$a(x) = \begin{cases} c(n) & x \geq x^c \\ d(0, x) & 0 \leq x < x^c \end{cases}$$

となる。なお、 $u > v$ は $d(0, x) = c(n) - h + k - vx$ である。

AはBの与件を x^c 以上まで操作するか否か。まずAの目的を確認しよう。AはBの厚生を高めるための機構である。Bの厚生は構成要素のひとつはBがすべからず同一步調をとったときのBの利得、つまり最終利得である。まずこれ

と書き直される。すると x を増加させると(3)式の不等号はいづれ逆転し、その結果、人々は協力することになる。かくして(4)の左辺、つまり平和と秩序が実現する。いま $c(m+1) = d(m, x^c)$ を満たす x の特定値を x^c とすれば、それは

$$x^c = \frac{1}{v} [k - \frac{h}{u}] > 0$$

であり、しかも m から独立ということになる。

これは m の値が変化しても x^c の値は不変であることを意味する。さて、 x を x^c 以上の程度にまで操作すれば、平和と秩序が実現し、 x の程度

がある。次にBをして協力の途をとらしめるための機会費用がある。これは形式上Aの負担になるが、最終的にはその構成員Bに等しく分担されるものである。Bの分担額は x に正比例するもので、比例定数を正の値である u とする。第三は同じくBの分担するペナルティーの大きさである。以上をまとめると、Bの厚生なるものは

$$a(x) - (u+v)x$$

であり、その最大化をはかるのがAの目的である。ではそのための手段はなにか。それが他ならぬ x である。つまりBの与件の操作の程度である。

さて、図より明らかのように最適解を x^* とするならば

$$\begin{aligned} c(m) - (u+v)x^* &< d(0,0) & \longrightarrow & x^* = x^* \\ c(m) - (u+v)x^* &> d(0,0) & \longrightarrow & x^* = 0 \end{aligned}$$

の結果を得る。 $x^* \parallel x^*$ であれば先述の通り各人は協力するから、平和と秩序という共通の利益が実現する。このとき集団Aは国家と呼ばれる。国家が成立するための必要・十分条件は平和と秩序のもたらす純効用 $\rho(x) - (\rho + \lambda)x$ が自然状態のもたらす効用 $d(0,0)$ よりも大であるということである。もし、平和と秩序からの純効用が自然状態のそれを下回るならば、権力行使はなされない。このときAは国家ではない。換言すればAは国家として成立しえない。

さて、前者のAが国家として成立するための必要・十分条件、つまり

$$c(m) - (u+v)x^* > d(0,0) \tag{5}$$

の式が成立しているということは、自然状態より国家によって平和と秩序が維持されている状態の方がベターであることを示しているから、前者から後者への移行は誰をも犠牲にすることなく皆が皆自己の状況を改善できる。すなわち、この移行はパレート改善的(Pareto-improving)である。したがって、この事態の改善をもたらす政治権力の行使

——集團全体が結託して個々の構成員に対し権力を行使すること——は正当化される。換言すれば

$$c(m) - (u+v)x < d(0, 0) \tag{6}$$

$$c(m+1) \geq d(m, x) \tag{7}$$

の双方を満たす x が存在するならば、平和と秩序の維持は国家のなすべき事項になる。

(四)

以上の議論は他の公共財のケースにもあてはまる。例えば、燈台の設立のプロジェクトや公害防止のそれもそうである。なにもホップスのいう治安維持に止まらないのである。これらの事項が(5)あるいは(6)と(7)とを満たすならば、また、そのときに限り政府のはたすべき役割の中に入るのである。

政府のはたすべき役割としては、この他にインフレ対策、デフレ対策がある。これらについてはどうか。まず、デフレについて考えてみよう。デフレーションがソーシャル・ディレンマであることを示唆したのはケインズとヘンダーソンである⁽⁹⁾。以下では、彼等の文章よりも詳しく述べる。この情況は生産能力に比して総需要が不足していることであるから、総需要を引き上げることが目標になる。しかし、各個人、各企業、各家計が各自の支出を自発的に増大させるインセンティブはない。というのは、かりに支出を増大させても、それは乗数効果を通して他の行動主体に需要増を、つまり外部経済効果をもたらすが、その効果のうち自己自身への還元分はほんのわずかでしかない。他方、支出に伴う費用は無視できない。前節の記号を用いるならば、需要増のうち自己への還元分は $\frac{h}{n}$ 、他方、支出増に伴うコストを k とすると、 n が大であれば

$$\left(\frac{p}{h}\right) \wedge k \wedge h$$

が成立する。よって、これはソーシヤル・ディレンマである。ただし、完全雇用は $c(m)$ 、不完全雇用のデフレは、 $p(0, 0)$ 、各自が支出増をはかるときの予想利得は $c(m+1) = c(m) - \left(\frac{p}{h}\right)(m-m) + \frac{p}{h}$ 、支出増をしないときの利得は $d(m) = c(m) - \frac{p}{h}(m-m) + k - vx$ であり、ここに(3)と(4)とが成立する。

かくしてこの情況から脱却するには各主体にとって与件を操作するしかない。その与件操作の手段とは減税、マネー・サプライの増加、財政支出の拡大である。その結果、(5)が成立するならば、あるいは(6)と(7)とが成立するならば、完全雇用 (c) は実現する。注意すべきことの第一は不況下では資源が遊休であるから権力行使のための限界費用はほとんどゼロに近いこと、さらに第二に与件操作が各主体に及ぼす効果は必ずしも効用を減ずるものではなく、むしろそれを増加させること、つまり v の値はマイナスであることである。それだけに(5)あるいは(6)と(7)とは成立しやすくなると言える。

ともあれ(5)ないし(6)と(7)とが成立すれば、それは政府のなすべき事項である。

インフレ対策についてもほぼ同様のことが言える。インフレーションがソーシヤル・ディレンマであると示唆したのはケインズである。⁽¹⁰⁾彼の説明は余りに短いので、詳しく説明する。インフレは総需要が生産能力を上回るため物価水準が継続的に上昇すること、換言すると継続的に貨幣の購買力が減少することである。この情況下では人々は購買力の減少しつつある貨幣を放出し、代わりに財を入手しようとする。そのため物価水準の一層の上昇、つまり貨幣の購買力の下落が促進される。貨幣の基本的機能——交換手段として、価値尺度財として、価値保蔵財として——が喪失し、その結果分業のネット・ワークが分断される。このことは生産性の低下を招くから実質国民所得水準が、したがって人々の生活水準の低落が生ずることになる。このような情況から脱却するには総需要を切り詰めることが急

務となる。しかも、各主体にそうすることのインセンティブがあるかという点、主体は数多くてひとつの主体が大海の中の一滴のような存在であるときには、それが無い。というのは各主体にとって自らの支出額を切り詰めることは購買力の低下しつつある貨幣を以前より多く手許におくことであって、これは不利益であることは明白だからである。自分一人がその不利益を負担して支出削減をしても他の全員が支出削減に応じなければ、インフレは収束しない。また自分のみが支出を削減せず他の全員が削減するならば、インフレは収束するから、その利益を只で享受できる。いずれの場合でも支出削減に応じない方が有利である。したがって、各主体はそのような企ては一切しない。それとは逆になります多くの支出をしようとするのである。個人がバラバラに各自の目的を追求することが社会全体にとって不利益となるということで、これはまさにソーシャル・ディレンマである。かかる状況から脱却するには各主体の与件を操作してそれぞれの行動を変化させる以外に方法はない。与件操作の手段とは第一に増税であり、第二にマネー・サプライの削減である。これらは各主体の状況（効用）を一時的に悪化せしめるから文字通り権力行使である。そしてその与件操作のための限界費用は資源の完全利用がなされているから、かなりな額として計上される。つまり $(\pi + \Delta)x$ は相当な額となる。しかし、(5)式が成り立つならば、また、そのときに限り、やはり政府はインフレ対策を講じないわけにはいかない。ここに(3)とは完全雇用下での物価安定であり、 $p(0)$ とはインフレの状況を指す。もとより $(\pi + \Delta)x$ が大であるから、(5)の不等号の向きが逆となりやすい。したがって、インフレはとかく放置される傾向が強い。

最後に貧困救済のための所得再分配政策はどうか。富者から貧者へと所得が再分配されることは富者にとって望ましくないこと、貧者にとっては歓迎すべきことと考えられる。というのは誰でも所得は多ければ多いほどよいからである。しかし、このような利害対立をもたらすとすれば、その種の政策は正当化されない。なぜならば政策は、人々の共通利益の実現にこそ正当化の論拠をおいているのであるが、この場合は貧困対策が共通利益をもたらさないから

である。

しかし、貧困対策は共通の利益にならないと言い切れるだろうか。こうも弁ずることもできるであろう。人々は貧困を見て心を痛め、その軽減には喜びを感じる。この喜びを得るべく敢えて自己の所得の一部を割いて貧者救済にあてる。しかし、問題は、自分ではなく他人が貧困救済のためにその所得の一部をあてることをしても、そこから喜びを感じる事ができる、という点である。これは犠牲を払わずに喜びを入手できるということで、まさにフリー・ライドをしようとするれば、それができることを意味する。⁽¹⁾ 多人数の中での自己の存在があたかも大海の一滴の如きものである場合には実際にフリー・ライダーになろうとする。というのは、自分一人が犠牲を払っても他の人々が非協力になるときは、貧困救済は不可能である。また自分一人が非協力となっても他の人々がすべて貧困救済に犠牲を払って協力してくれるならば、貧困は軽減され、労せずして喜びを入手できる。いづれにしても非協力の方が有利となる。各人はこう考えて皆が拱手傍観することになるから貧困はそのまま存在する。

貧困救済に協力するときの個人の予想利得をc、非協力のそれをdとすれば、ここに(1)と(2)、あるいは(3)と(4)のソーシャル・ディレンマとして表示できる。かかる場合には政府の強制力を用いて事態を打開する以外に方法はないが、(5)が成立すれば、また、そのときに限り、その試みが正当化される。つまりその政策がパレート改善的であれば正当化される。これに対して貧困救済が単に利益の再分配としか見做されず、したがって共通利益と考えられない場合にはかかる政策は正当化されない。

結 論

政府のなすべき役割は第一に平和と秩序の維持であり、これは国内の治安維持と対外防衛を指す。第二は公共財の

提供を含む広義の意味での外部性の是正策である。第三がデフレ対策とインフレ対策であり、等四が貧困救済のための所得再分配政策である。検討の結果、これらに共通するのはその前提にソーシャル・ディレンマの状況があるという点であり、政策とはその状況から脱却するためのものであるということである。ここにソーシャル・ディレンマとは、共通利益なるものがあること、そしてそれを達成するにあたって人々がフリー・ライダーになってしまふことから、その共通利益が実現しない状況をいう。問題は、人々がなぜフリー・ライダーになるうとするのかという点であるが、理由の第一は人々の行動が外部効果をもつということ、第二は人々の個々の行動の、社会全体の最終結果に及ぼす効果が無視しうる程度のものであるということである。この両者が同時に存在するとき、人々はフリー・ライダーになる。

さて、それへの対策ということであるが、人々が結託をして、あるいは結託の代理者を選んで個々の構成員に権力を行使してフリー・ライダーとなることを妨げる点である。この結託を国家、その代理を政府と呼ぶ。問題はそれが割に合うかどうかであって、それこそが政策として正当化されるか否かの判別基準になるということであった。議論の結果、その基準は不等式の(5)であることが示された。すなわち、共通利益のもたらす効用からその実現に要する権力行使の犠牲(効用表示の)を差し引いた残余が、共通利益が実現されない状況のもたらす効用を上回る点、これである。第一から第四までの政府がなすべき政策はすべてこの基準を満たしていなくてはならない。また、満たしているからこそ政府のなすべき政策となっているのである。

これらの政策の対象の状況がソーシャル・ディレンマであることは陰に陽に複数の先行者によって指摘されてきたところである。ただ、いずれの論者にあってもソーシャル・ディレンマとそれに対する政策の必要性が単に指摘されるだけであった。その政策が他ならぬ権力行使であり、その権力行使のメカニズムの説明とそれが実行可能となる条件の究明は不幸にして等閑に付されたままであった。本稿はまさにこの欠陥を補充しようとするものである。

以上の議論を念頭におくと、次のような政治権力に対する考え方が誤解であることがわかる。曰く、「どのような問題をとっても人々の間では意見対立がある。政治はこれらの多様な意見を集約し、単一の意思決定を導き、それを実施しなくてはならない。このとき自分の意見が受け容れられなかった人々には不満が残る。かくしてその人々の抵抗を排除するために政治権力は不可欠である。また、かりにすべての人々の状況を一樣に改善するプロジェクトであれば、人々の意見対立はありえず、したがって、意見対立に結着をつける権力行使は不用である。また、人々は自ら進んでそのプロジェクトの実現に協力するから、放っておいてもそのプロジェクトは実現する。このような場合にはそもそも政治の出番はない。権力行使の必要もない。かくして政治に権力がつきものだということは人々の間に利害対立がある場合であり、しかもその場合に限られる。したがって、政治権力は一部の人々の利益の伸長のために他の人々の利益を犠牲にするための手段でしかない」と。

問題とすべき箇所は「人々の状況を一樣に改善するプロジェクトの実現には意見対立がないため権力行使は不必要である」ということである。実はこの種のプロジェクト実現の場合でもフリー・ライダーを防止するための権力行使は必要であり、また、正当化されるということである。利害対立の結着をつける権力行使はたしかに日常眼にし耳にするところではあるが、一部の人々の利益のために他の人々を犠牲にするためのものではあれば、それは正当化されないのである。

- (1) P. A. Samuelson and W. D. Nordhaus, *Economics*, 13th edition, McGraw Hill: N. Y., 1989, p. 763. T. Sandler, *Collective Action: Theory and Applications*, University of Michigan: Ann Arbor, 1992, p. XVII.
- (2) M. Olson, Jr., *The Logic of Collective Action*, Schocken Books: N. Y., 1965/1968, pp.43-52.
- (3) T. Hobbes, *Leviathan of the Matter, Forme and Power of a Commonwealth Ecclesiastical and Civil*, ed. by M. Oakeshott, Oxford: Basil Blackwell, 1960, pp. 80-84.
- (4) R. Dawes, "Formal Models of Dilemmas in Social Decision Making," in *Human Judgement and Decision Proce-*

